



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

参考 1

「『協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則』 等の制定及び関係規則等の一部改正等について(案)」 の概要について

平成29年11月15日(水)

	ページ
協会員の役職員に対する処分等の手続	2
現行の外務員等処分制度及びその問題	3
制度改正の背景	4
外務員等に対する処分決定前の手続（案）	5
外務員等に対する処分決定後の手続（案）	6
外務員等に係る処分手続の見直し（案）	7
外務員等に係る処分に対する不服申立て（案）	8
協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則（案）のイメージ	9
協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則（案）のイメージ	10

協会員の役職員に対する処分等の手続



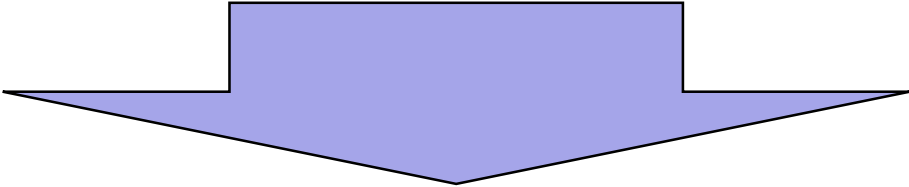
(注1) 上図は、事故連絡書及び事故顛末報告書の提出があった事案のうち、処分を行う場合のフローを示している。

(注2) 事故連絡書は、協会員の役職員につき法令等違反行為があったことが判明した場合に、協会員が本協会に対し提出する文書をいう。

(注3) 事故顛末報告書は、協会員の役職員の法令等違反行為の詳細が判明したときに、協会員が当該法令等違反行為の内容に応じた適正な社内処分を行い、本協会に対し提出する文書をいう。

(注4) 自主規制会議から協会長に一任されている。

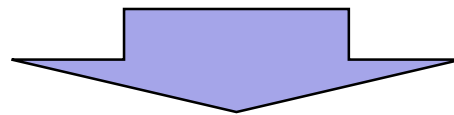
	行政処分	自主規制処分
処分の種類	① 外務員登録の取消し ② 職務停止（２年以内）	① 一級不都合行為者の取扱い ② 二級不都合行為者の取扱い ③ 外務員の職務禁止措置（５年以内） ④ 営業責任者の配置禁止措置（５年以内） ⑤ 内部管理責任者の配置禁止措置（５年以内）
処分の名宛人	①② <u>金融商品取引業者等（協会員）</u>	①② 協会員・従業員又は従業員であった者 ③～⑤ <u>協会員</u>
処分前の意見陳述制度	①② 聴聞	①② 弁明 ③～⑤ <u>なし</u>
処分に関する不服申立制度	①② 審査請求	①② 不服の申立て ③～⑤ <u>なし</u>



- ・ 不都合行為者を除き、自主規制処分の前後における意見陳述等の手続きがない
- ・ 行政処分と自主規制処分で、処分前後の手続きが大きく異なる
- ・ 行政処分と自主規制処分が併課される場合、異なる審理手続きが必要となる

行政不服審査法の改正

行政不服審査法の改正（平28.4.1）に伴い、これまで一体的に審理することとしていた行政処分及び自主規制処分の不服申立てのうち、行政処分の不服申立てについては、新たな審理手続き（審理員制度等）で行われることとなり、仮に両申立てが同時になされた場合には、異なる審理手続きを行うことが必要となった。

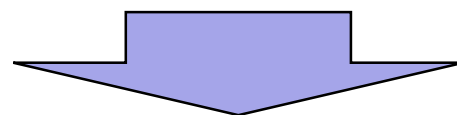


簡易かつ迅速な不服申立て手続を実現するためには
両申立ての一体的な審理が必要

外務員等本人に対して、予定される処分の内容・原因となる事実等を通知する必要性

外務員の処分取消しを求める訴訟（注）において、「登録を取り消される外務員は同処分の直接の名宛人ではない」とされたものの（名宛人は協会員）、「その処分の法的効果として、当該外務員が・・・労働契約上の権利の制限を受け」、「労働者外務員は、・・・処分の法的効果による権利の制限を受ける」とされた。

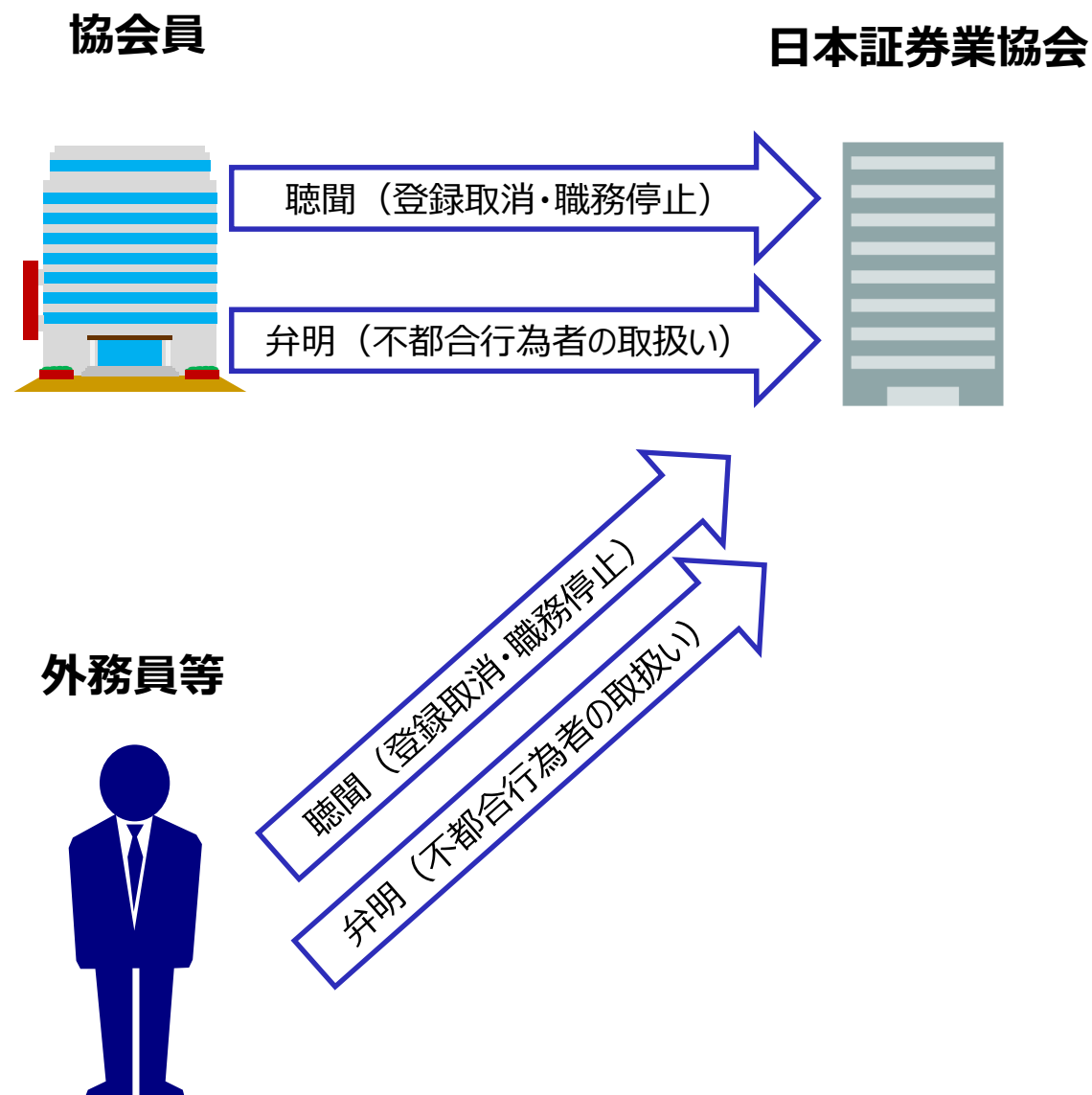
（注）東京地裁平成27年（行ウ）第315号処分取消請求事件・同29年4月21日判決言渡（確定）



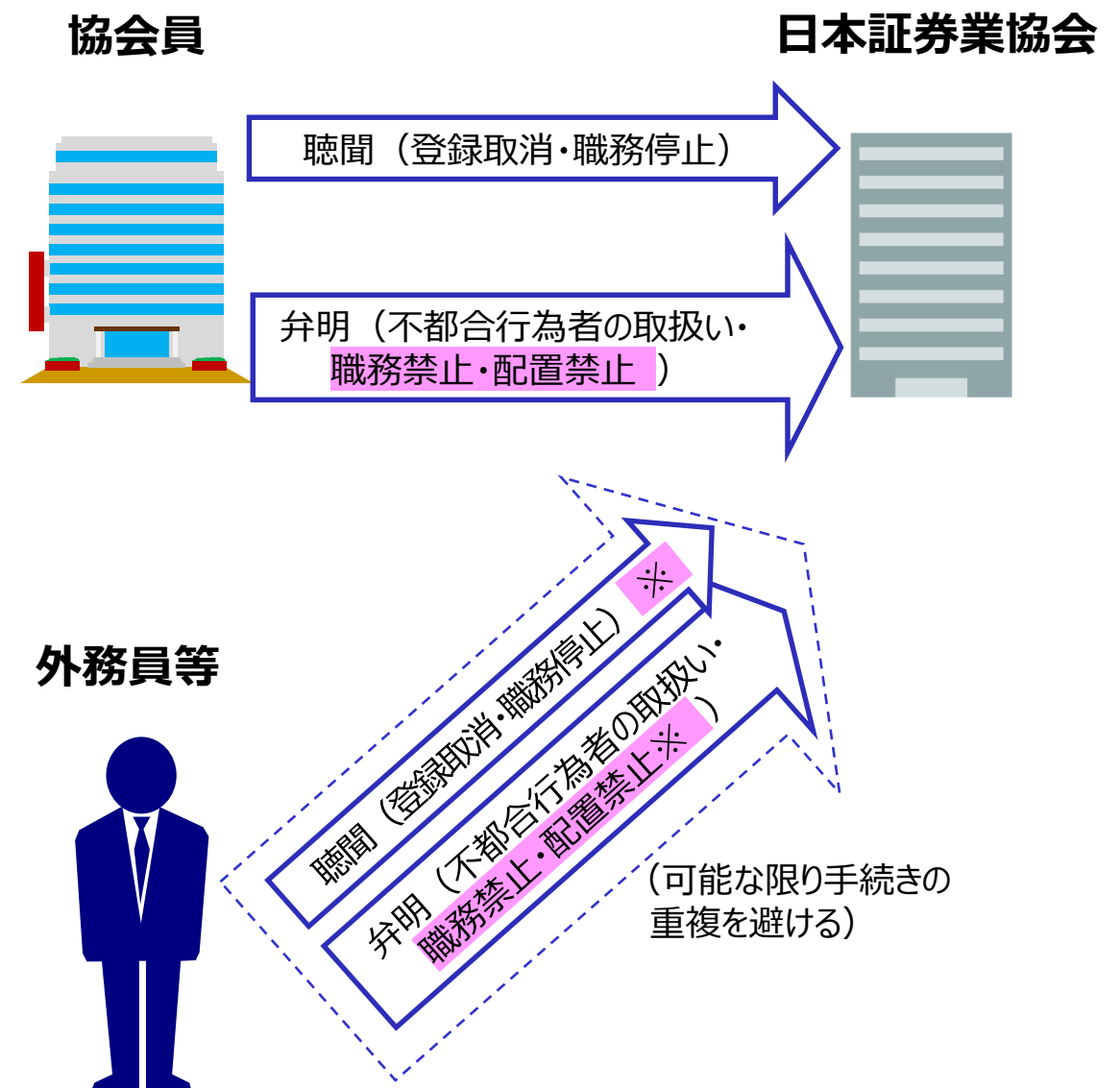
外務員等本人が処分の法的効果による制限を受けるため、
行政処分等の適正な取扱いを行う観点から、
外務員等本人の意見陳述等の機会の確保が必要

外務員等に対する処分決定前の手続（案）

（現行）



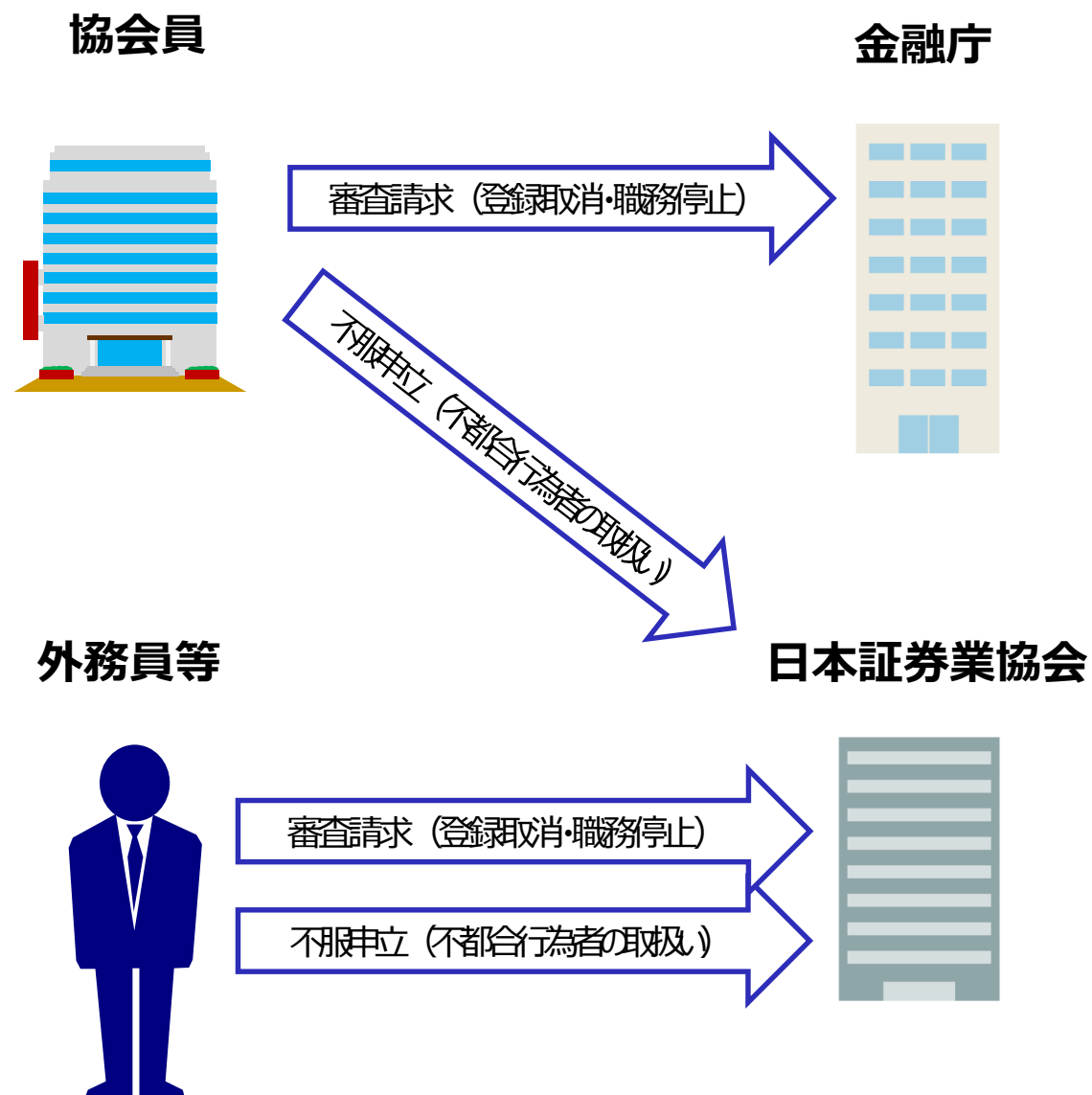
（改正案）



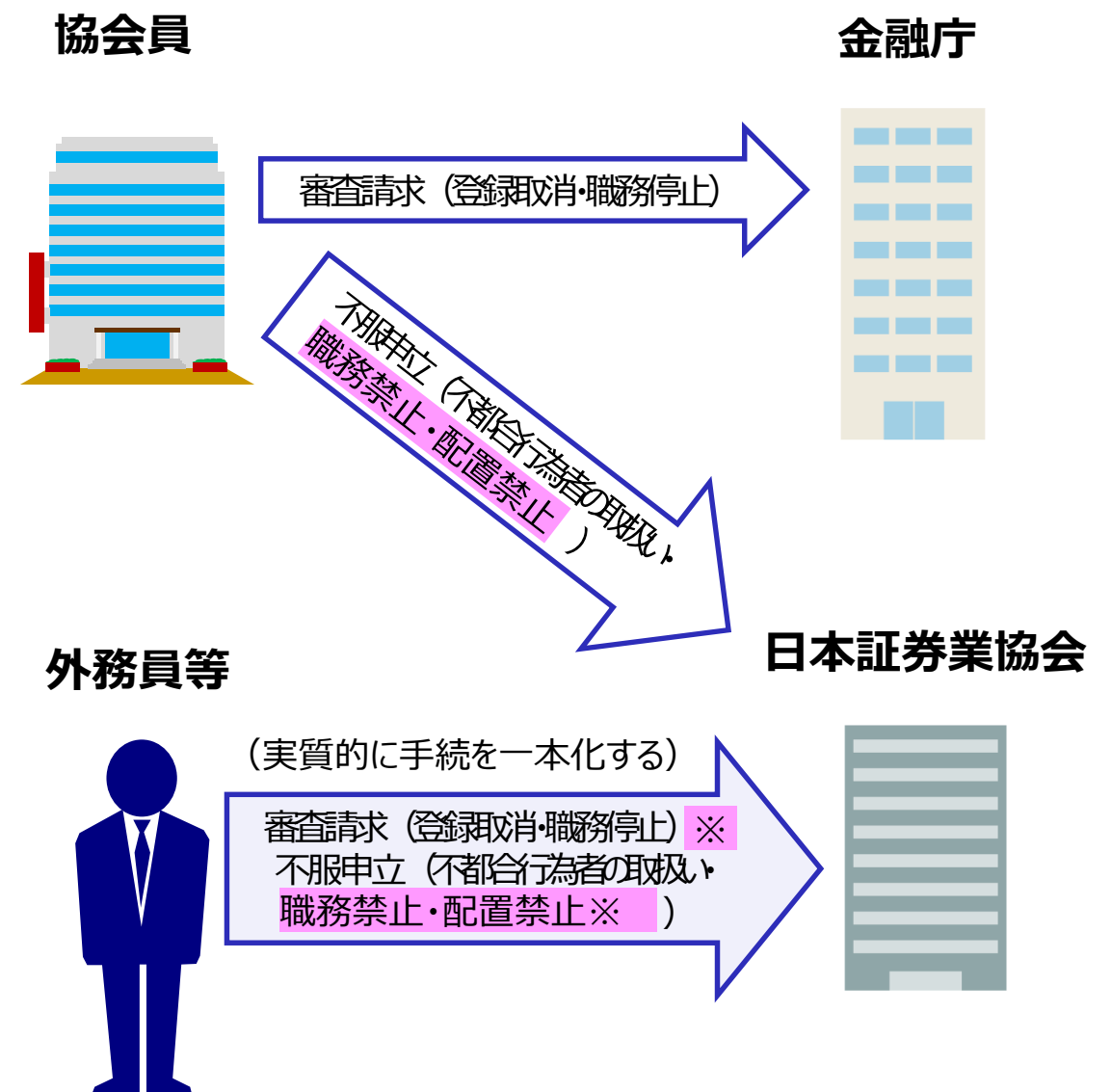
※ 本人に処分が予定されている旨の通知を行い、意見陳述の機会を確保する（規則化）。

外務員等に対する処分決定後の手続（案）

（現行）



（改正案）



※ 本人に処分が決定した旨の通知を行い、意見陳述の機会を確保する（規則化）。

外務員等に係る処分手続の見直し（案）



	処分前の手続		処分後の手続	
	聴聞 (行政手続法に基づく)	弁明 (自主規制に基づく)	不服審査会 (現 行)	審査請求
①行政処分 (注 1)	あり 名宛人：協会員 新設 本人の意見陳述の 機会の確保が図られ るように本人に通知を 行う (注 3)	—	—	あり A 行政不服審査法に基づく制度 審査請求人：本人 (注 2)
②不都合行為者の 取扱い (注 1)	—	あり 名宛人：協会員、本人	あり→廃止 D	新設 あり B 不服申立てに関する規則に基づく制度 審査請求人：協会員、本人
③職務禁止措置 配置禁止措置	—	新設 あり 名宛人：協会員 本人に通知を行う (注 3)	—	新設 あり C 不服申立てに関する規則に基づく制度 審査請求人：協会員、本人

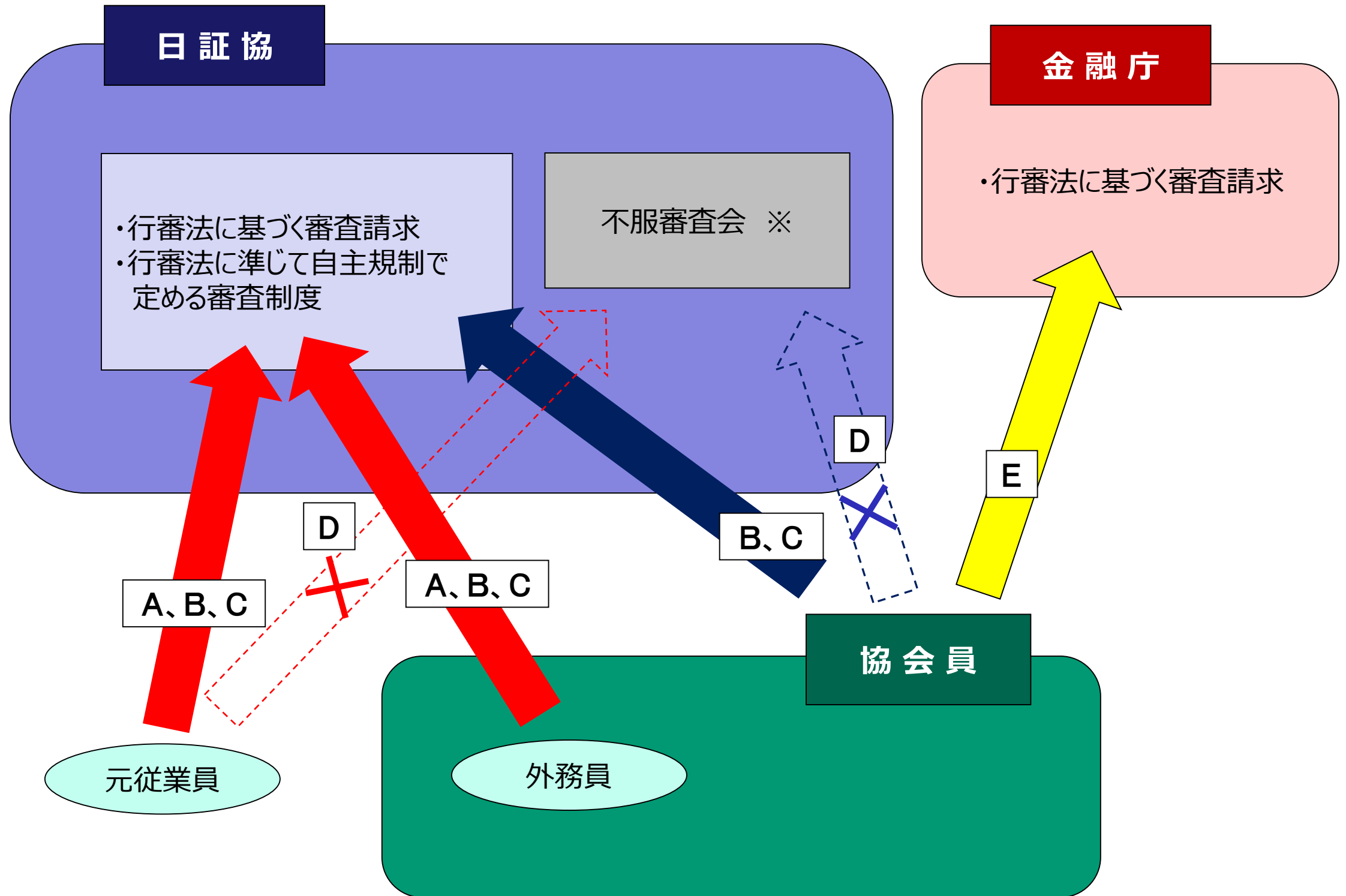
(注 1) ①と②が併課される場合、聴聞及び弁明の手続きがそれぞれ行われるが、可能な限り手続きの重複を避けることとする。

(注 2) 協会員からの審査請求は内閣総理大臣（金融庁長官）に対して行われる（金商法第64条の9）。

E

(注 3) 協会員への通知時に本人が協会員に在籍している場合、当該協会員を経由して通知される。

外務員等に係る処分に対する不服申立て（案）



※ 不服審査会では、協会員への会社処分に対する不服申立ての審査を行う。

協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則（案） のイメージ

協会員の従業員に関する規則

（目的）協会員の従業員の服務基準等を定め、従業員に対する協会員の監督責任を明らかにする。

【構成】

- ・採用
- ・服務基準、禁止行為
- ・法令等の違反者に対する処分等
 - －事故連絡、事故顛末報告
 - －審査
 - －不都合行為者の取扱い
 - －**弁明の手続**
 - －**不服の申立て（※）**
 - －解除の申請、解除審査

協会員の外務員の資格、登録等に関する規則

（目的）外務員の登録に関する委任事務の内容等を定め、外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確・円滑な運営を図る。

【構成】

- ・外務員の登録義務、資格等
- ・外務員の登録手続、処分等
 - －外務員の職務禁止措置
 - －**職務禁止措置の手続**
 - －**聴聞の手続**
- ・外務員の研修

内部管理責任者等に関する規則

（目的）内部管理態勢に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定め、協会員の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資する。

【構成】

- ・内部管理統括責任者の登録等
- ・内部管理統括補助責任者の登録等
- ・内部管理責任者等の配置禁止措置等
 - －内部管理責任者等の配置禁止措置
 - －**配置禁止措置の手続**

金融商品仲介業者に関する規則

（目的）金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、協会員が指導及び監督することを通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図る。

【構成】

- ・投資勧誘及び顧客管理
- ・個人金融商品仲介業者及び外務員等
 - －研修、登録等、禁止行為
 - －事故連絡、事故顛末報告
 - －審査
 - －外務員の職務禁止措置
 - －**職務禁止措置の手続**
 - －解除の申請、解除審査

（※）「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則（案）」の新設に伴い削除

一元化

協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則（案）

（目的）この規則は、協会員の従業員等及び金融商品仲介業者の外務員等の処分に係る手続の施行に関し、必要な事項を定める。

⇒行政処分の際の通知先を協会員宛のみならず**外務員本人にも拡大**
⇒これまで不都合行為者の取扱いの場合に限られていた弁明手続の適用対象を**他の自主規制処分にも拡大**

【構成】

- 第1章 総則
- 第2章 行政処分
 - 第1節 聴聞の通知等
 - 第2節 処分通知等
- 第3章 自主規制処分
 - 第1節 弁明の手続
 - 第2節 処分通知等
- 第4章 雑則

協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則（案）のイメージ

- 自主規制上の処分に係る不服申立ての行政不服審査法の審査請求に準ずる手続きに改め、行政処分に係る不服申立てと一体的な審査ができるように、新たに「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」を創設する。

行政不服審査法

【構成】

- 第1章 総則
- 第2章 審査請求
 - 第1節 審査庁及び審理関係人
 - 第2節 審査請求の手續
 - 第3節 審理手續
 - 第4節 行政不服審査会等への諮問
 - 第5節 裁決
- 第3章 再調査の請求
- 第4章 再審査請求
- 第5章 行政不服審査会等
 - 第1節 設置及び組織
 - 第1款 設置及び組織
 - 第2款 審査会の調査審議の手續
 - 第3款 雑則
 - 第2節 地方公共団体に置かれる機関
- 第6章 補則



規定する必要がある条文をピックアップし、規則に盛り込む。

協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則（案）

【構成】

- 第1章 総則
- 第2章 不服申立て
 - 第1節 審理関係人
 - 第2節 不服申立ての手續
 - 第3節 審理手續
 - 第4節 裁決